第明三治十二五種年郵三便月物三十一認可日

平成２３年（フ）第１２１６８号
東京都北区王子３丁目４－６－501　なり駒第２ビル
債務者　上月　直勝
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２０９号
東京都新宿区西早稲田２丁目19－12－203
債務者　細山　順子
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２１０号
千葉県習志野市谷津５丁目29－23－105
債務者　北山　陽介
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２３２号
埼玉県入間郡毛呂山町大字滝ノ入237－１　町営杉ノ入団地Ｂ－201
債務者　二宮　純一
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２３３号
東京都世田谷区祖師谷２丁目３－24－102
債務者　長谷川浩二
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２３４号
東京都足立区谷中２丁目10－７－401
債務者　山崎　範子
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２３５号
東京都杉並区久我山５丁目39－26　都住301
債務者　石田　一彦
1　決定年月日時　平成23年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２３６号
東京都豊島区南大塚１丁目24－７－201
債務者　湯田　圭悟
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２３８号
東京都品川区戸越１丁目18－16－202
債務者　松村　貴士
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２５４号
埼玉県鳩ヶ谷市八幡木２丁目27－３
債務者　寺戸　香織（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２６１号
東京都品川区豊町２丁目22－９
債務者　松浦　琴絵
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時30分　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２６２号
東京都新宿区北新宿４丁目１－14
債務者　石丸　友絵（旧姓碓井）
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２６３号
東京都江戸川区春江町４丁目16　セリオ８番館202
債務者　渡邉　　恵（旧姓中村・田頭）
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２６７号
東京都世田谷区下馬４丁目２－４　白百合荘14
債務者　田中　晋吾
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午前10時　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２７１号
東京都葛飾区高砂７丁目12－３　ルーテシア高砂Ｂ203
債務者　山本　智之
1　決定年月日時　平成23年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月25日午後２時　東京地方裁判所民事第20部